

求職者等に対するセクシュアルハラスメントに対する基本方針

2026 年 10 月 1 日

1. はじめに

株式会社バレッジスは、「つながりを大切に、この街の暮らしを豊かに。」という理念のもと、事業活動を行っております。当社の未来を共に創る可能性のある求職者等に対して、誠実かつ公正な採用活動を行うことは、当社の重要な社会的責任であると考えております。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「就活セクハラ」）は、優越的な立場を背景に求職者等の尊厳を傷つけるものであり、安全な求職活動等の環境を著しく悪化させる許されない行為であり、重大な問題であります。

当社は、求職者等が安心して求職活動等を行える環境を確保することが、ひいては社会およびステークホルダーとの関係をより良いものとするにつながると考え、株式会社バレッジスにおける「求職者等に対するセクシュアルハラスメントに対する基本方針」を定めました。

2. 対象となる「求職者等」と「求職活動等」の定義

本方針において保護の対象となる「求職者等」および「求職活動等」とは、以下を指します。

(1) 求職者等とは

- 求職者（当社の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、当社の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、実習を受ける者

(2) 求職活動等とは

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。なお、SNS 等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）

- 当社の採用面接への参加
- 当社の就職説明会への参加
- 当社の雇用する労働者への訪問（OB/OG 訪問、リクルーター面談等）
- インターンシップへの参加

3. 当社における求職者等へのセクシュアルハラスメントの定義

当社では、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを「当社の従業員が、求職活動等のあらゆる場面において、優越的な立場を利用して求職者等の意に反する性的な言動を行い、求職者等に不利益を与えたり、求職活動等の環境を害するもの」と定義します。

具体的には、以下のような行為を指します。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- 性的な冗談、からかい、不必要な個人的な質問（交際相手の有無などを尋ねること）
- 食事やデート、私的な誘いへの執拗な勧誘
- 採用選考等における有利な取り計らいを条件とした、性的な関係の要求
- 不必要な身体への接触
- 求職者等の個人情報や性的な事柄を SNS 等へ投稿・拡散する行為
- 求職者等への SOGI※ハラスメント、その他精神的・身体的苦痛を与える言動 ※
「SOGI」（ソジ）は、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称

4. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応

- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、採用担当者をはじめとする従業員に対して、関連する知識・対処方法の研修を行います。
- 当社の従業員による求職者等へのセクシュアルハラスメントの事実が確認された場合、就業規則に基づき、懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

5. 相談窓口の設置と解決に向けた対応

- 求職者等が安心して就職活動を行えるよう、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談窓口として、当社の相談サポートデスクを利用できます。

【相談窓口】

株式会社バレッグス 相談サポートデスク

電子メール cdesk@balleggs.co.jp

- 相談があった場合、相談者のケアを最優先します。プライバシーを厳格に保護し、不利益な取り扱いを一切行わないことを保証した上で、迅速かつ適切に事実関係の確認と問題解決を図ります。